

中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO
NAKASHIBETSU-CHO

11 No.527
2006
平成18年



「眺めは最高！」

10月1日に睦町内会で行われた防災訓練で、はしご車の体験搭乗が行われ、子供からお年寄りまでが普段は乗ることのできないはしご車のバスケットに乗り、8階建てのビルに相当する高さからの町並みや景色に感動していました。

発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
総務部企画課広報・調査係
TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333

中標津町ホームページの

URLは <http://www.nakashibetsu.jp>

メールは nakasi-t@aurens.or.jp

携帯サイトは <http://j.nakashibetsu.jp/>



歳 出

項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	支 出 率	前年同期
議 会 費	9,726万円	4,580万円	47.1%	49.2%
総 務 費	3億2,284万円	1億2,853万円	35.4%	38.8%
民 生 費	14億 690万円	4億2,527万円	30.2%	30.4%
衛 生 費	13億9,309万円	6億5,850万円	47.3%	30.9%
労 働 費	791万円	388万円	49.1%	47.4%
農 林 業 費	16億3,709万円	1億 793万円	6.6%	14.3%
商 工 費	5,857万円	4,213万円	71.9%	74.7%
土 木 費	19億9,227万円	9億7,521万円	48.9%	49.1%
消 防 費	4億4,099万円	2億 900万円	47.4%	56.5%
教 育 費	9億1,854万円	4億 742万円	44.4%	42.0%
災 害 復 旧 費	300万円	-	-	-
公 債 費	14億7,890万円	5億3,935万円	36.5%	50.1%
諸 支 出 金	944万円	-	-	51.5%
職 員 費	20億6,606万円	10億 204万円	48.5%	48.3%
予 備 費	1,000万円	-	-	-
合 計	118億8,286万円	45億4,506万円	38.2%	41.0%

特別会計の収支状況（9月末現在）

会 計	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	支 出 率	前年同期
町 営 牧 場	7,160万円	4,979万円	6,402万円	89.4%	87.6%
国民健康保険事業	24億8,895万円	8億7,353万円	9億5,852万円	38.5%	40.9%
公設地方卸売市場事業	1,437万円	664万円	716万円	49.8%	51.2%
下水道事業	14億3,031万円	7億3,440万円	6億2,998万円	44.0%	52.5%
老人保健	17億7,418万円	7億2,345万円	6億8,493万円	38.6%	42.0%
介護保険事業	10億9,452万円	4億4,285万円	4億 723万円	37.2%	40.8%
簡易水道事業	2億3,194万円	6,088万円	4,967万円	21.4%	30.2%
合 計	71億 587万円	28億9,154万円	28億 151万円	39.4%	43.7%

企業会計の収支状況（9月末現在）

会 計	収 益			費 用			
	予 算 額	執行済額	執行率	予 算 額	執行済額	執行率	
水道事業	収益的収支予算	4億5,487万円	2億3,693万円	52.1%	3億8,454万円	1億5,678万円	40.8%
	資本的収支予算	4,878万円	-	-	2億4,581万円	1億4,067万円	57.2%
	水道会計合計	5億 365万円	2億3,693万円	47.0%	6億3,035万円	2億9,745万円	47.2%
病院事業	収益的収支予算	34億1,355万円	17億3,750万円	50.9%	38億4,359万円	18億1,283万円	47.2%
	資本的収支予算	1億7,988万円	7,587万円	42.2%	2億5,796万円	1億4,261万円	55.3%
	病院会計合計	35億9,343万円	18億1,337万円	50.5%	41億 155万円	19億5,544万円	47.7%
合 計	40億9,708万円	20億5,030万円	50.0%	47億3,190万円	22億5,289万円	47.6%	

貯金（基金）の状況

区 分	残 高	前年同期
財政調整基金	14億1,917万円	13億1,913万円
土地開発基金	4億7,986万円	4億7,925万円
減債基金	8億4,611万円	8億4,566万円
国保財政調整基金	2億5,430万円	1億6,413万円
介護給付費準備基金	771万円	999万円
簡水財政調整基金	4,078万円	1,792万円
その他	20億0,597万円	20億4,660万円
合 計	50億5,390万円	48億8,268万円
人口一人当たり	20万9,592円	20万3,039円

借金（町債）の状況

区 分	残 高	前年同期
一般会計	152億7,631万円	153億6,210万円
町 営 牧 場	2億5,481万円	2億7,821万円
公設地方卸売市場事業	4,043万円	5,138万円
下水道事業	73億3,818万円	78億 359万円
簡易水道事業	3億8,609万円	3億1,877万円
水 道	13億7,780万円	12億4,176万円
病 院	55億8,174万円	57億8,381万円
合 計	302億5,536万円	308億3,962万円
人口一人当たり	125万4,732円	128万2,419円

人口は9月末現在の24,113人で算出（前年同期は24,048人）

平成18年度 上半期財政公表

財政公表は、町民の皆様にご納めいただいた町税等がどのように使われているかなどを、年2回（上半期、決算）お知らせするものです。

今回は、平成18年度上半期における予算執行状況についてお知らせします。

一般会計の収支状況（9月末現在）

歳入

項目	予算現額	収入済額	収入率	前年同期
町税	24億2,872万円	14億3,079万円	58.9%	57.6%
地方譲与税	4億6,200万円	1億7,116万円	37.0%	33.1%
利子割交付金	700万円	426万円	60.9%	106.9%
配当割交付金	100万円	187万円	187.0%	114.0%
株式等譲渡所得割交付金	200万円	1万円	0.5%	-
地方消費税交付金	2億4,900万円	1億5,439万円	62.0%	50.3%
ゴルフ場利用税交付金	300万円	75万円	25.0%	24.3%
自動車取得税交付金	8,200万円	3,037万円	37.0%	39.2%
地方特例交付金	7,200万円	6,137万円	85.2%	95.4%
地方交付税	46億4,792万円	31億8,263万円	68.5%	72.5%
分担金及び負担金	7億 315万円	7,529万円	10.7%	24.1%
使用料及び手数料	2億6,042万円	1億2,140万円	46.6%	48.8%
国庫支出金	4億4,219万円	9,239万円	20.9%	23.4%
道支出金	9億4,341万円	9,037万円	9.6%	11.1%
繰入金	3億6,559万円	-	-	-
繰越金	1,732万円	2億4,597万円	1,420.2%	381.9%
町債	9億6,140万円	-	-	-
その他	2億3,474万円	7,901万円	33.7%	32.6%
合計	118億8,286万円	57億4,203万円	48.3%	51.1%

【予算総額】

平成18年度の一般会計予算は当初115億1,700万円スタートしましたが、その後、前年度からの繰越事業費1,086万円や3回の補正予算（総額3億6,586万円）により、9月末現在では118億8,286万円の予算総額となっています。追加した補正予算の主な内容は、農業関係予算として飼料基盤活用促進事業などに3億2,416万円、教育関係予算として学校の耐震化優先度調査経費などに713万円、総務関係予算として北方四島医療支援事業などに492万円となっています。

また、特別会計の主な補正予算は、国民健康保険事業における医療保険制度改革に伴い創設された保険財政共同安定化事業等に1億7,678万円、老人保健会計における前年度医療給付費の確定に伴う清算に966万円、介護保険事業会計における前年度介護給付費の確定に伴う清算などに1,393万円などです。

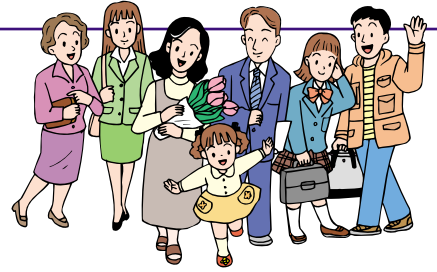
企業会計については、水道会計におけるますみ川改修工事に伴う水道管移設工事費708万円、なお、病院会計については、当初予算から補正は行っておりません。

町税等の収入状況（9月末現在）

区分	調定額	収入額	収入率	前年同期
町民税	11億3,883万円	4億9,489万円	43.5%	43.1%
固定資産税	11億4,817万円	7億1,187万円	62.0%	61.8%
軽自動車税	4,105万円	3,395万円	82.7%	83.4%
たばこ税	1億2,282万円	1億 32万円	81.7%	100.0%
入湯税	337万円	304万円	90.2%	88.6%
都市計画税	1億4,040万円	8,672万円	61.8%	60.5%
国民健康保険税	15億1,101万円	4億9,933万円	33.0%	34.0%
合計	41億 565万円	19億3,012万円	47.0%	47.7%

調定額～納入義務者に対して実際に賦課された税金の額

るエネルギー



住民税(町・道民税)が変わります

地方税法の改正に伴い、町税条例の改正が行われました。特に住民税に関する改正については、「国から地方へ」と財政改革の一環で所得税から住民税に大幅な税源移譲が行われます。

所得税		住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
330万円以下	10%	200万円以下	5%
330万円超 900万円以下	20%	200万円超 700万円以下	10%
900万円超 1,800万円以下	30%	700万円超	13%
1,800万円超	37%		

改正後

所得税		住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
195万円以下	5%	一律	10%
195万円超 330万円以下	10%		
330万円超 695万円以下	20%		
695万円超 900万円以下	23%		
900万円超 1,800万円以下	33%		
1,800万円超	40%		

税源移譲 税率の見直し

住民税の税率が一律一〇%となります。(町税六%・道税四%)
住民税課税対象の七割以上がこれまで五%の税率適用であり、この適用者は一〇%に増額となります。

この廃止は、住民税については平成十九年六月課税分から、所得税については平成十九年分から適用されます。

所得税	住民税
税額の10% (上限12万5千円)	所得割額の7.5% (上限2万円)

定率減税の廃止

【適用：平成二十年度から】

改正後

廃止

ただし、所得税と住民税を合わせた税負担が基本的に変わらないよう調整措置が講じられます。

住宅ローン減税

住宅ローン減税(平成十八年までの入居者に限る)により控除される所得税額が減少する方については、申請により翌年度の住民税において減額調整する措置が講じられます。

【適用：平成十九年度から】

その他の改正

高齢者の非課税制度の廃止

年齢六十五才以上で合計所得金額が百二十五万円以下の方に對する非課税措置が、平成十八年度から廃止されています。

ただし、昭和十五年一月二日以前に生まれた方で、合計所得金額が百二十五万円以下の方については、平成十九年度は税額の三分の二が課税となり、平成二十年度からは全額課税となります。

地震保険料控除の創設

損害保険料控除を改組し、地震保険料控除制度が創設されます。

これは、地震保険料の二分の一(最高二万五千円)を所得控除するものです。

また、経過措置として、平成十八年末までに締結した長期損害保険料については、今までどおり損害保険料控除を適用できます(最高一万円)。経過措置と地震保険料控除を併用する場合は、合わせて最高二万五千円の控除が受けられます。

なお、短期損害保険料控除は、廃止になります。

【適用：平成二十年度から】

住民税についてのご相談は
税務課住民税係まで

(内線二〇九・二〇七)



町税は未来を創

固定資産税とは

固定資産税は、毎年一月一日に土地・家屋・償却資産（これを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店等を経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

税額算定のあらまし

固定資産の評価は、総務大臣が定めた『固定資産評価基準』に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。算定された課税標準額に、税率一・四%を乗じた金額が固定資産税額となりますが、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

- 土地 三十万円
 - 家屋 二十万円
 - 償却資産 百五十万円
- 中標津町では、毎年五月初旬に税

額等を記載した納税通知書を納税者宛に通知し、年三回に分けて納税することとしております。

固定資産の評価替え

固定資産の土地と家屋については、三年毎に評価額を見直す制度（評価替え）が採られており、平成十八年度がその基準年度となっております。

ご質問にお答えします

問 家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらないのはどうしてでしょうか。

答 家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に、家屋の建築後の経過年数によって生ずる損耗の状況による減価率を乗じて求められます。ただし、その評価額が前年度の価額を超える場合は、通常前年度の価額に据え置かれます。家屋の建築費は、平成五年頃からそれまで続いてきた上昇傾向が沈静化し、以後は建築資材価格等が下落傾向を示しています。このようなこと

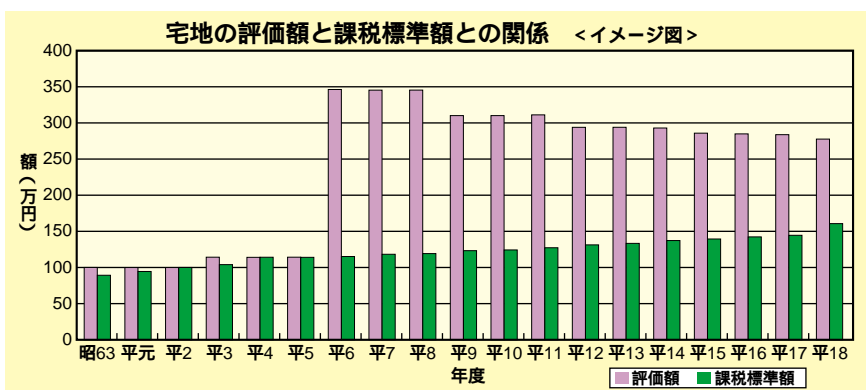
から、比較的建築年次の新しい家屋については、評価替え毎にその価額が下落しています。一方、建築年次の古い家屋の一部については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれていたこともあって、近年の建築資材価格等の下落を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた評価額を下回るまでにはいたらず、評価額が下がらないといったことがあります。

問 地価が下がっているのに、土地の税額が上がるのはどうしてでしょうか。

答 平成六年度に、評価の均衡を図るため、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格等の七割を目途とする評価替えが行われましたが、この結果、従前の評価額と比べて全体で三倍ほどの上昇が見られました。そこで、この評価替えによって税負担が急増しないようにするため、なだらかに課税標準額を上昇させる負担調整措置が講じられました。中標津町においても、平成六年度の評価替えにより、従前の宅地の評価額と比べて全体で三倍ほど上昇したため、十二年経過した現在でも宅地の大半は負担水準（評価額に対する課税標準額の割合）が低い状況にあります。したがって、地価の動向に関わり

なく全ての土地の税額が上がっているわけではなく、税額が上がっているのは、地価が上昇している場合を除けば、負担水準が低い土地に限られています。

【左図参照】



固定資産税についての相談は
税務課資産税係まで
(内線二八六・二二二)



納期内納付にご協力を

「(仮称) 釧路・根室広域地方税滞納整理機構」の 設立準備が進んでいます

平成十九年四月に町民税等の滞納整理を行う「(仮称) 釧路・根室広域地方税滞納整理機構」が設立の予定です。

この組織は、税の公平性の確保と滞納税の縮減を図るために、市町村独自の処理が困難な滞納事案を引き受け、財産差押や公売などの滞納処分を前提に滞納整理を行う広域的組織です。

機構の概要

● 名称

(仮称) 釧路・根室広域地方税滞納整理機構

● 構成団体

釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、
弟子屈町、鶴居村、白糠町、
中標津町、羅臼町

(合計9町村)

● 所在地

釧路支庁庁舎内

● 業務内容

町道民税(個人・法人)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等の滞納整理、差押物件の公売

● 滞納整理

財産調査、財産の差押、差押財産の公売

組織

機構の職員は、北海道と町村からの派遣職員で構成し、より専門性の高い滞納整理を行うため、弁護士を顧問として配置し、アドバイスを受けます。

機構設立の経緯

各自自治体の町村税の徴収率は全道平均に比較して低く、このような状況を放置すれば地方税に対する不公平感が増大し、税務行政への不信感などにつながります。

そこで、これらの状況の解決を目指す取組みとして、同じ状況の町村が参加した滞納整理の専門組織である「(仮称) 釧路・根室広域地方税滞納整理機構」を設立することとなりました。

機構の活動

町村からの催告に応じない場合、滞納額が高額な場合などの滞納事案を引き受け、迅速に滞納整理を行います。

機構では、広範囲な財産調査により、換価しやすい財産を調査し、速やかに滞納処分を行います。

また、差し押さえた動産や不動産の公売も行います。

機構への滞納事案を引き継ぐまでのスケジュール

平成十九年三月に各町村では機構への滞納事案の引き継ぎを行います。その前に、平成十八年中に対象予定者に対して催告文書を送付します。

指定した期日までに納付意思が見られないなどの場合は機構へ引き継ぐ対象となります。

各町村から機構へ滞納事案を引き継ぎ、その後、機構では本格的に滞納整理が行われることとなります。

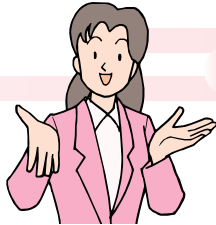


「滞納処分」

町税を滞納したままですと、納期限までに納められなかった納税者との公平を保つため、また大切な町税を確保するために、やむを得ず滞納者の財産(不動産、給与、預貯金、売掛金、保険金など)を差し押さえ、さらにその財産を公売するなど滞納処分を行うこととなります。滞納処分は、自主的に納付いただけない場合に、法律に基づく手続きにより、町税の確保を図るものですので、このようなことのないよう、納期内納付にご協力をお願いします。

滞納処分の状況(平成18年度は9月末現在)

種類	差押実施件数		換価・取立件数	
	17年度	18年度	17年度	18年度
不動産	10	1		
交付要求	13	8		
給与	9	24	7	24
預金		5		5
生命保険	34	4	28	2
不動産収入	11	2	10	2
出資		1		
保証返還金	1		1	
国税還付金	70	11	70	11



便利で確実な 口座振替を

収納状況について

平成十七年度の町税の収納率は、下記の図1のとおり、平成十五年度に比べ、
○ ポイント下回ったままです。

未納、滞納の問題は、納税者である町民の皆さんのご協力がなければ解決
できません。

税負担の公平性からも滞納されている方に対しては、今後も個々のケ
ースに応じた厳しい措置を講じてまいります。

町民の皆さんに満足して頂けるサービスを提供するためにも、貴重な自主
財源であります町税の納付に対しまして、今後ともご理解とご協力をお願い
します。

町税を納めるには	
口座振替納付	現金で納付
<p>便利で確実な口座振替をご利用ください。納期日に自動で引き落としになり、金融機関等に行く手間が省けます。申し込み手続きは、納税通知書、預貯金通帳、届出印を持参のうえ、引き落としを希望される金融機関または役場税務課で出来ます。</p> <p>町内の金融機関のみ可能 (郵便局は町外も可)</p>	<p>納税通知書(納付書)を持参の上、取扱金融機関、役場出納室窓口で納付してください。</p>
<p>取扱金融機関等</p> <p>中標津町役場、計根別支所、大地みらい信用金庫(本店、各支店)、北洋銀行中標津支店、釧路信用組合中標津支店、北海道労働金庫中標津支店、中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合、郵便局(専用の払込用紙(納付書)が必要です。)</p>	

納期内に納められない場合

納 税 相 談

下の表1の納期限までに納税しないことを滞納といいます。この場合、督促状や催告書を送付して納税を促すことになります。

しかし、私たちが生活を営むうえでは、どうしても納期限までに納税できない場合もあるかと思われます。このようなときには、納税通知書(納付書)をご持参のうえ、役場税務課で早めに納税についてご相談ください。

下の表2のとおり夜間、休日も窓口を開いている日がありますのでご利用ください。

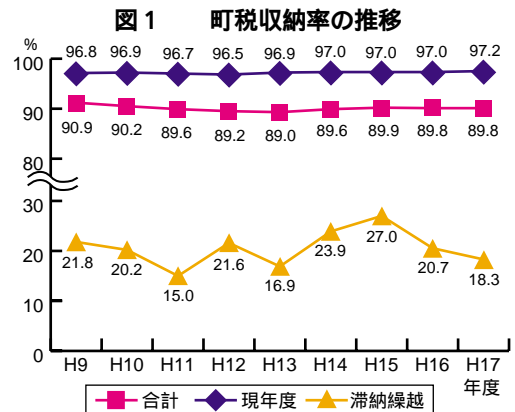


表2 10月以降の夜間・休日窓口開設日

	夜間窓口 17:15 ~ 20:00	休日窓口 9:00 ~ 17:00
11月	15日(水) 30日(木)	26日(日)
12月	15日(金) 25日(月) 26日(火) 27日(水) 28日(木)	23日(土) 24日(日)

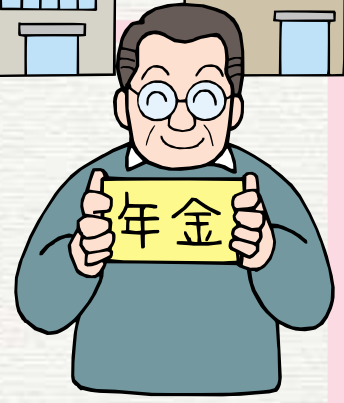
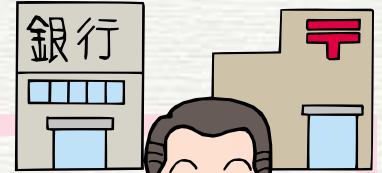
表1 町税の納期

5月	固定資産税 1期	軽自動車税 全期
6月	町道民税 1期	国民健康保険税 1期
7月	固定資産税 2期	国民健康保険税 2期
8月	町道民税 2期	国民健康保険税 3期
9月		国民健康保険税 4期
10月	町道民税 3期	国民健康保険税 5期
11月	固定資産税 3期	国民健康保険税 6期

納期限は末日となります。(末日が休日の場合は翌日)

納税についてのご相談は
収納向上推進室納税係・収納
推進係まで
(内線二〇八・二〇七)

年金を受けている皆さんへ



こんな時には、
こんな手続きを

支払機関を変えるとき

年金は希望した金融機関や郵便局で支払われます。住所や支払いを受ける金融機関、郵便局を変更するときは、速やかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を最寄りの社会保険事務所に提出してください。

「住所・支払機関変更届」を提出しないと、年金の支払額をお知らせする通知書が届かなかつたり、希望する銀行や郵便局で年金が受けられなかつたりすることがあります。

支払機関を銀行などの金融機関に変更するときは、その金融機関で預金通帳の記号番号について証明を受けてください。

また、郵便局の「郵便振替」に変更するときは、郵便局で郵便振替口座の口座番号についての証明を受けてください。

住所が変わるときは、社会保険事務所などへ届を提出するとともに、

旧住所の郵便局にも届け出てください。

誕生日が来たとき

毎年一回、誕生日の初旬に「現況届」を社会保険業務センターから受給者の皆様にお送りしています。これは、年金を引き続き受ける権利があるかどうかを確認するため、必要事項を記入の上、返送していただいているものです。

しかし、十二月生まれの方から現況届の提出を原則不要とし、住民基本台帳ネットワークを活用して受給者の皆様の現況（生存）確認を行うことになりました。これにより、現況届の提出は今年が最後になります。

ただし、次の場合は、現況届以外の届出が引き続き必要です。提出が必要な届出は、社会保険業務センターから受給者の皆様へ送付されます。

加給年金額を受けられている場合（生計維持確認届）

障害の程度の確認のため「診断書」の提出が必要な場合

年金証書をなくしたとき

「年金証書」を汚したりなくしたりしたときは、「年金証書再交付請求書」を最寄りの社会保険事務所に提出して「年金証書」の再交付を受けてください。

「年金証書」は年金を受ける権利のあることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

氏名が変わったとき

結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは、「年金受給権者氏名変更届」（氏名変更届）を最寄りの社会保険事務所に提出してください。

その際、「氏名変更届」の証明欄に市区町村長の証明を受けるかまたは「氏名変更届」に戸籍の抄本か住民票を添付し、必ず「年金証書」を添えて提出してください。なお、「氏名変更届」に住民票コードを記載したときには、市区町村長の証明は必要ありません。

詳しくは、釧路社会保険事務所
☎ 0154(22)0111 または保険年金課年金係まで。

中標津 ミルクラーメン 大作戦



+



低迷している牛乳消費を何とかしたい！そういう思いからこの中標津ミルクラーメン大作戦は始まりました。

牛乳をたっぷり使った魅力的なラーメンを企画・開発し、消費トレンドを創り出せば結果的に牛乳消費につながるのではないかと。そんな発想で考えたのが「中標津ミルクラーメン」です。

業界では異例とも言える「ミルクラーメン」という統一ブランドで需要を喚起し、中標津発の新しい食ブランドを作り、住民運動として展開していきたいので、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

詳しくは、中標津ミルクラーメン制作委員会（役場経済振興課）まで。



「変形性膝関節症」

国家公務員共済組合連合会札幌医療センター斗南病院 整形外科医師 引野 講 二



北大の膝の研究グループに属しており、現在は札幌の斗南病院で外来、手術を担当。外来患者の80%は膝関連の疾患。今まで膝の人工関節置換術は1,200例以上を経験。町立中標津病院での診療は、外来：毎週水・木曜日の午前中
手術：毎週水曜日の午後

町内の患者さんが、膝の手術のため、わざわざ遠い釧路や札幌まで行っていることから、町立病院でも札幌から膝の器械を取り寄せれば、同じ手術ができることをお知らせします。

本症は中年以降に発症する整形外科疾患のうち腰痛症に次いで多いものです。肥満した女性に多く、膝を動かした際の痛みを訴えて来院されます。本症の病態は関節軟骨の変化と摩擦で、膝の内側の痛みと進行するとO脚変形が現れます。関節に水がたまる現象は本症の一割に存在しますが、病気が進んでもこの症状が必ず出るとは限りません。

本症はレントゲン写真を撮ることで進行状態がわかります。現在の疾患の病期を「初期」「中期」「後期」に分けています。初期（・・期）なら減量、鎮痛剤の投与、筋力訓練、装具などである程度症状の改善は得られます。

変形が強くなり、関節にかかる荷重が不均衡になる末期（・・・期）では、膝痛のため買物や散歩ができなくなり、ツエを必要とするようになります。また、夜間の痛みも出現します。レントゲン写真で見ると、骨と骨とのすき間がなくなり、前述の治療では効果が少なくなるので手術した方が良いでしょう。今まで手術を行った患者の

平均年齢は七十四歳です。

手術は膝の下で骨切りをし、荷重のかかる角度を変える方法と人工関節に置き換える方法が代表的です。現在はこちらの手術方法も成績が安定しています。日本で人工関節置換術が始まったのは三十数年ほど前です。当時に比べ人工関節も格段に進化しています。手術の技術も同様です。一カ月～二カ月の入院が必要ですが、術後は膝の痛みがなくなり、歩行能力も大幅に改善し、ツエなしで散歩や温泉旅行なども可能になります。

活動的で意欲があり、他の合併症がなければ、手術は九十歳でも可能です。年齢と回復具合はあまり関係がなく、本人と家族の手術に対する強い意志があれば、リハビリも速み回復も早いです。



術前



術後

【術前】七十一歳女性

【術後】階段も自力でのぼれます



術前



術後

インフルエンザ ワクチン接種のお知らせ

町立中標津病院では、今年度の「インフルエンザワクチン」接種を実施しています。詳細は次のとおりです。

接種回数

小学生まで二回（二回目は、初回の約四週間後）
中学生一回（二回接種も可能）

接種料金

- ・中学生以下
一人一回二千元
- ・高校生以上
一人一回三千元

六十五歳以上等の方は、一回に限り助成があります。

接種日時

・中学生以下（小児）
毎週月曜日から水曜日の正午～午後三時半までに再来受付機または一階総合受付窓口で受け付けしてください。

小児科外来受診の上、接種します。（接種の診察は午後三時～午後四時）

- ・高校生以上（大人）
接種のみを希望される方は、十二月までの毎週木曜日午後三時～午後四時までに一階総合受付窓口で受け付けしてください。

内科外来受診の上、接種します。

慢性疾患などで受診されている方は、受診日に受診外来窓口へ申し出てください。同日接種します。

一月以降に接種を希望される方は、事前にお問い合わせください。

詳しくは、町立中標津病院 医事課 ☎（72）8200まで。

予防の基本はワクチン接種

インフルエンザの予防には、予防接種が有効です。ワクチンの投与によって体内にインフルエンザウイルスに対する抵抗力をつくり、感染しにくくしたり、感染しても重くならないようにすることができます。

インフルエンザは、毎年ウイルスの姿を細かく変えて出現します。これを「変異」と呼びます。

そのため、予防接種のワクチンは、そのシーズンに流行すると考えられるインフルエンザウイルスを予測して効果があるように作られています。近年は流行とワクチンがほぼ一致しています。





November

11

11	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30			

税金

11月は固定資産税(第3期)、国民健康保険税(第6期)、介護保険料(第6期)の納期です

固定資産税の第3期と国民健康保険税の第6期、介護保険料の第6期の納期限は11月30日です。忘れずに納期限内に納めましょう。

軽自動車税、固定資産税の第1～2期と町道民税の第1～3期、国民健康保険税及び介護保険料の第1～5期の納期限がすでに経過しています。もう一度お手元の納付書を確認のうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

町税はみんなの財産です。町税を有効に使うため、納期内納付にご協力をお願いします。

～町税等各種収納金の納付は口座振替で～

<11月の収納窓口休日開設及び平日開設時間延長日>

休日開設日	開設時間延長日
26日(日)	15日(水) 30日(木)
午前9時～午後5時まで	午後5時15分～午後8時まで

収納窓口開設時間延長、休日開設にあわせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。

個人事業税の納め忘れはありませんか？

個人事業税は、事業を行っている個人の方に、その事業の所得を基礎として課税される北海道の税金です。

第2期分の納期限は11月30日です。必ず納期限までに納めてください。

納税通知書は8月に第1期分と併せて送付しています。紛失された方は、根室支庁税務課課税係までご連絡ください。

詳しくは、根室支庁税務課課税係 ☎0153-24-5479まで。

はじめよう！ e-tax

あらかじめ登録をすれば、自宅やオフィスから、インターネットで国税に関するさまざまな申告や申請、納税ができ、税務署などに何度も出かける必要がなくなります。あなたも始めてみませんか。

詳しくは、e-taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>まで。

一部の投票所が変わります

これまでの選挙は、町内十九ヶ所の投票所で実施していましたが、今後実施される選挙から十二ヶ所に変更されます。

また、一部地域では投票所も変更されますので、投票所に行かれる際は、送付された入場券をよく確認してください。

変更となる投票所は次のとおりです。

第三投票所(中標津小)に協和(第十七投票所)と豊岡(第十八投票所)を統合

第五投票所(武佐小中学校に変更)に上武佐(第六投票所)を統合

第八投票所(俣落小学校に変更)に第二俣落(第十六投票所)を統合

第十投票所(中標津町交流センターに変更)に上標津(旧第十二投票所)と若竹(第十四投票所)を統合

第十一投票所(西竹小学校に変更)

糖尿病週間行事に参加しませんか？

に東西竹(第十九投票所)を統合詳しくは、選挙が近くなりましたら、広報紙でお知らせします。

十一月十二日(日)午前十時三十分から午後二時三十分まで、保健センターで糖尿病についての催しがあります。どなたでも参加できますので、お気軽に参加ください。

申し込み不要の催し

体脂肪・腹囲・血糖測定、歩き方のコツ、体験者への質問コーナー。ワンポイント講座「今回の医療保険制度の改正について」。

ワンポイント講座は、午後一時から午後一時三十分のみの実施

申し込みの必要な催し

先着三十名の方を対象に、「昼食前と食後二時間血糖測定」を行います(昼食代三百円)。申し込みは、十一月八日(水)までに保健センターへ。

年末年始における町立中標津病院の診療日

平成18年12月28日(木)	平常診療
平成18年12月29日(金)	休診
平成18年12月30日(土)	休診
平成18年12月31日(日)	休診
平成19年1月1日(月)	休診
平成19年1月2日(火)	休診
平成19年1月3日(水)	休診
平成19年1月4日(木)	平常診療
平成19年1月5日(金)	平常診療
平成19年1月6日(土)	休診
平成19年1月7日(日)	休診
平成19年1月8日(月)	休診
平成19年1月9日(火)	平常診療

女性のためのなんでも相談所を開設します

相談は、女性の方に限らせていただきます。

相談は無料で、秘密は守られます。

相談をお受けするのは、すべて女性の人権擁護委員です。

難しい手続きは必要ありませんので、日頃の悩みを、お気軽にご相談ください。

日時 十一月十九日(日) 午後一時～午後四時

場所 中標津町総合文化会館 第二研修室A

詳しくは、釧路地方務局根室支局

☎0153(23)4874まで。

健康

保健センターの各種検診の申込受付
をしています。
申込・問合せ先
中標津町保健センター
☎72-2733

国保人間ドックのお知らせ

国民健康保険に加入されている方の人間ドックを実施します。

- 対象** 中標津町国民健康保険に1年以上継続して加入し、前年度までの保険税を完納している世帯の**年齢30~69歳**の方
- 検診期間** 平成18年12月~平成19年2月末日(平日)
- 場内** 町立中標津病院
- 所** 基本健診・がん検診(胃内視鏡検査、胸部レントゲン検査、大腸便潜血検査)・腹部エコー検査
- 料** 10,700円(生活習慣病健診と重複しての補助は受けられません。)
- 金** 10,700円(生活習慣病健診と重複しての補助は受けられません。)
- 受** 随時 先着受付順
- 付** (12月受診希望の方は、11月20日まで申し込み下さい)

乳がん検診のお知らせ
(12月分)

- 実施日** 12月25日(月)12:45から
 - 申込締切** 11月27日(月)
 - 対象** **40歳以上の女性**
 - 定員** 30人
 - 内容** 問診、マンモグラフィ撮影
視診・触診
- マンモグラフィ撮影は、事前の撮影期間(12/4~22の平日午後)に個別で行います。
- 料** 2,600円(70歳以上は1,300円)
 - 金** 2,600円(70歳以上は1,300円)
 - 実施場所** 町立中標津病院

骨粗鬆症検診のお知らせ
(12月分)

- 実施期間** 12月1日~28日の平日
- 申込期間** 11月6日~20日の平日
- 対象** **20歳以上の女性**
- 内容** 問診、骨密度測定(手首)診察
- 料** 1,300円(70歳以上は600円)
- 金** 1,300円(70歳以上は600円)
- 定員** 国民健康保険加入者は無料
1日2人(午前11時から)
- 実施場所** 町立中標津病院 整形外科



新任医師紹介

10月より町立中標津病院に新しい医師が着任しましたので紹介します。
さわだ こうじ
内科医師 澤田 康司
出身大学 旭川医科大学
卒業年 平成15年
専門 消化器内科

くらしの広場

ごぞんじですか?
検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあり、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。お気軽にご相談ください。費用は無料で、秘密は固く守られます。

詳しくは、釧路検察審査会事務局(釧路市柏木町四番七号、釧路地方裁判所内) ☎0154(41)4171(内線341)まで。

ヘリコプターによる薬剤
空中散布の実施について

町有保安林等の造林地を野ねずみから保護するため、ヘリコプターによる薬剤散布を次の日程により実施する予定です。
なお、実施予定日については、

天候により変更される場合がありますのでご了承ください。
実施日 十一月九日(木)~十一月十日(金)

区域 町内一円の町有林及び私有林

散布薬剤 リン力亜鉛粒剤

本薬剤は、毒物及び劇物取締法による指定から除外された普通物です。
詳しくは、農林課林務係まで。

し尿汲み取りの
申し込みはお早めに

し尿の汲み取りは、例年、年末に希望が集中するため、収集や浄化センターでの処理が間に合わない場合がありますので、早めに申し込みください。
年内の汲み取りを希望する場合は、十一月末日までに申し込みください。申し込みの状況によっては、翌年一月の汲み取りとなる場合がありますので、ご了承ください。

町立保育園・泉保育園で
新入園児を募集

なお、し尿証紙は必ず事前に購入しておいてください。
申込み先は、(有)北方産業 ☎(72)3186
午前八時~午後五時まで。

保育園では、仕事や事情により昼間お子さんの世話ができない家庭のお子さんをお預かりしています。
町立保育園・泉保育園の来年度四月入園のお子さんを十一月十三日(月)~十二月二十九日(金)まで受け付けます。保護者は、入園したい保育園を選択して申し込みください。

申込方法

申込書は子育て支援室、各保育園にありますので、関係書類(雇用証明書)を添えて子育て支援室各保育園に提出してください。
また、後日、平成十八年分源泉徴収票の写し、確定申告の写しを

自衛官募集

提出して頂きます。
詳しくは、町立中標津保育園 ☎(72)2376まで。

- 募集種目** 二等陸・空・海士
 - 受験資格** 十八歳以上二十七歳未満(高卒見込含む)
 - 試験期日** 十一月二十六日(日)
 - 受付締切** 十一月十七日(金)
 - 試験** 筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査
 - 採用時期** 平成十九年三月~四月
- 詳しくは、自衛隊帯広地方協力本部中標津地域事務所 ☎(72)0120まで。





CAMERA WATCHING



赤い羽根共同募金

今年も「赤い羽根共同募金」がスタートし、募金活動初日のこの日、町内四ヶ所の大型店前で街頭募金が行われ、ボランティアや社会福祉協議会職員などが募金を呼びかけていました。

この活動は、十二月三十一日まで行われ、集まった募金は高齢者福祉などに役立てられます。



ラジオ体操会

一千万人ラジオ体操・みんなの体操祭地方大会がしるべつと広場で開催されました。

当日は、町民以外にも釧根管内から大勢の方が参加し、青空の下気持ち良さそうに体操をしていました。



防災訓練

町では、毎年十月四日の「防災の日」にちなみ、地域等での防災訓練を行っています。

今年も十月一日（日）に睦町内会を対象に避難訓練や放水訓練、応急手当訓練などを行い、多くの町内会員が参加しました。

各家庭でも災害に対する備えを、今一度家族全員で確認しておきましょう。



じどうかん祭り

第二十五回じどうかん祭りが、総合文化会館で開催されました。

オープニングセレモニーでは、バトントワーリングや一輪車など日頃の児童館での活動を披露しました。

その他にも十円ショップやおばけやしきなど館内の至る所で催しが行われ、子供たちも楽しんでいました。

第二十五回じどうかん祭りが、総合文化会館で開催されました。

オープニングセレモニーでは、バトントワーリングや一輪車など日頃の児童館での活動を披露しました。

その他にも十円ショップやおばけやしきなど館内の至る所で催しが行われ、子供たちも楽しんでいました。



平成18年

11

VOL.527

中標津

なかしべつ

広報紙に掲載された写真をご希望の方は、企画課広報・調査係までご連絡ください。



R100

広報中標津は、環境保護のために古紙配合率100%再生紙および100%植物油型インキ「ナチュラル100」を使用しています。

ひとのうごき

() 内は前月比

誕生	20人	死亡	13人
転入	67人	転出	72人

9月30日現在住民登録人口

町の人口	24,113 (+ 2)
男	11,809 (- 1)
女	12,304 (+ 3)
世帯数	10,238 (+ 5)